

令和7年第3回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第10号から日程第23 議案第65号まで	4
・報告第10号 令和6年度中泊町財政健全化判断比率の報告について	
・報告第11号 令和6年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	
・報告第12号 中泊リージョナルパワー株式会社の経営状況について	
・報告第13号 令和7年度（令和6年度実績）中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について	
・議案第50号 令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第51号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第52号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第53号 令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第54号 令和6年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
・議案第55号 令和6年度中泊町農業集落排水事業特別会計利益の処分及び決	

算の認定について

- ・議案第 56 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- ・議案第 57 号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 58 号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 59 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 5 号について
- ・議案第 60 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 61 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 62 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 63 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 64 号 町道路線の一部変更について
- ・議案第 65 号 工事請負変更契約の締結について

日程第 24 決算特別委員会の設置 10
散会の宣告 10

第 2 号 (9月8日)

議事日程 11
出席議員 11
欠席議員 11
出席説明員 11
職務のため出席した事務局職員 12
開議の宣告 13
日程第 1 一般質問 13
2 番 田中 洋議員 13
9 番 川山光則議員 17
1 番 鈴木長一郎議員 19

6 番 荒閑富雄議員	2 2
10 番 青山雅晴議員	2 8
5 番 塚本悦子議員	2 8
散会の宣告	3 3

第 3 号 (9月11日)

議事日程	3 5
出席議員	3 6
欠席議員	3 6
出席説明員	3 6
職務のため出席した事務局職員	3 7
開議の宣告	3 8
日程第1 議案第50号から日程第7 議案第56号まで	3 8
・議案第50号 令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第51号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第52号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第53号 令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
・議案第54号 令和6年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
・議案第55号 令和6年度中泊町農業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
・議案第56号 令和6年度中泊町漁業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	
日程第8 議案第57号	5 0
・議案第57号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	
日程第9 議案第58号	5 1

・議案第 58 号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
日程第 10 議案第 59 号	53
・議案第 59 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 5 号について	
日程第 11 議案第 60 号	56
・議案第 60 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 12 議案第 61 号	59
・議案第 61 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 13 議案第 62 号	61
・議案第 62 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 14 議案第 63 号	63
・議案第 63 号 令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について	
日程第 15 議案第 64 号	64
・議案第 64 号 町道路線の一部変更について	
日程第 16 議案第 65 号	65
・議案第 65 号 工事請負変更契約の締結について	
日程第 17 委員会付託	66
閉会の宣告	67
署名	69

第3回中泊町議会定例会

令和 7 年 9 月 3 日（水曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第10号 令和6年度中泊町財政健全化判断比率の報告について
- 5 報告第11号 令和6年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 6 報告第12号 中泊リージョナルパワー株式会社の経営状況について
- 7 報告第13号 令和7年度（令和6年度実績）中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書について
- 8 議案第50号 令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 9 議案第51号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 議案第52号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 議案第53号 令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 議案第54号 令和6年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 13 議案第55号 令和6年度中泊町農業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 14 議案第56号 令和6年度中泊町漁業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 15 議案第57号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 16 議案第58号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 17 議案第59号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第5号について
- 18 議案第60号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について
- 19 議案第61号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について
- 20 議案第62号 令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について
- 21 議案第63号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号について
- 22 議案第64号 町道路線の一部変更について
- 23 議案第65号 工事請負変更契約の締結について
- 24 決算特別委員会の設置

○出席議員（13名）

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋 君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本 悅子 君	6番 荒閑 富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 兵庫 桂蔵 君
9番 川山 光則 君	10番 青山 雅晴 君
11番 沖崎 勲 君	12番 野上 憲幸 君
13番 長利 司 君	

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱館 豊光 君
副町務課長拔	三上 晃瑠 君
教育長	鈴木 信也 君
財政課長	木元 剛 君

総合戦略課長	越野 進一君
町民課長	古川 明彦君
福祉課長	長谷川 朱子君
環境整備課長	鈴木 輝文君
農政課長	古川 優君
水産商工観光課長	鈴木 統生君
小泊支所長	阿部 弘喜君
教育課長	田中 綾人君
税務会計課長	山中 哲哉君
上下水道課長	今芳 文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	長利 香代子君
総務課行政係	白川 隼君
議会事務局	瓜田 雅也君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 7 年第 3 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長利 司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 2 番、田中洋議員及び 6 番、荒関富雄議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（長利 司君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 9 月 11 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から 9 月 11 日までの 9 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 10 号から日程第 23 議案第 65 号

まで

○議長（長利 司君） 日程第 4、報告第 10 号 令和 6 年度中泊町財政健全化判断比率の報告についてから日程第 23、議案第 65 号 工事請負変更契約の締結についてまでを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、令和 7 年第 3 回中泊町議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、決算の認定や条例改正、補正予算など報告4件、議案16件の合計20件であります。が、その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第50号から議案第56号までの令和6年度中泊町一般会計及び各特別会計の歳入歳出等決算の認定につきましてご説明申し上げます。

本町の財政は、歳入におきましては、歳入全体の約半分を占める地方交付税の動向に左右されやすい脆弱な財政構造が依然として続いている一方で、歳出では、社会保障関連経費や公債費などの義務的経費の増加に加え、公共施設の整備・改修による投資的経費などの財政需要が見込まれております。

少子高齢化、そして人口減少によって生じる様々な課題を抱える状況の中、令和6年度の財政運営は、限られた財源を活用し、町の将来を見据え、未来を担う人材育成に主眼を置きながら、「第二次中泊町長期総合計画」の新たな町の将来像であります「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち」の実現に向け、真に必要な取り組みに積極的に投資し、町政を進めてきたところでございます。

議案第50号は、令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額86億6,684万3,000円に対し、決算額は、歳入総額85億289万6,043円、歳出総額82億9,943万3,390円、差引額2億346万2,653円となりました。繰越明許費繰越額759万5,000円を除く実質収支額は、1億9,586万7,653円となり、前年度と比較いたしますと19.2%の減となってございます。

議案第51号は、令和6年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

事業勘定では、歳入歳出予算総額15億3,419万6,000円に対し、決算額は、歳入総額13億1,236万5,619円、歳出総額13億1,202万155円、差引額34万5,464円となり

ました。実質収支額は、34万5,464円となり、前年度と比較いたしますと98.7%の減となってございます。

診療施設勘定では、歳入歳出予算総額1億8,232万3,000円に対し、決算額は、歳入総額1億7,904万9,751円、歳出総額1億7,904万9,580円、差引額171円となりました。実質収支額は171円となり、前年度と比較いたしますと37.4%の減となってございます。

議案第52号は、令和6年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額19億8,213万1,000円に対し、決算額は、歳入総額19億6,495万4,501円、歳出総額19億4,959万681円、差引額1,536万3,820円となりました。実質収支額は1,536万3,820円となり、前年度と比較いたしますと77%の減となってございます。

議案第53号は、令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出予算総額3億2,586万9,000円に対し、決算額は、歳入総額3億2,909万3,118円、歳出総額3億2,432万5,990円、差引額476万7,128円となりました。実質収支額は、476万7,128円となり、前年度と比較いたしますと137.8%の増となってございます。

議案第54号は、令和6年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて収入額3億643万8,942円、支出額2億6,250万9,180円、差引額4,392万9,762円、資本的収支では、収入額ゼロ円、支出額1億8,755万5,686円、差引不足額1億8,755万5,686円となりました。支出の主なものは企業債償還金となっております。

なお、差引不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本金収支調整額で補てんをさせていただいております。

議案第55号は、令和6年度中泊町農業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて収入額6,203万6,895円、支出額4,709万3,628円、差引額1,494万3,267円、資本的収支では、収入額ゼロ円、支出額2,299万3,230円、差引不足額2,299万3,230円となりました。支出は企業債償還金となっております。

なお、差引不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分利益剰余金で補てんをさせていただいております。

議案第56号は、令和6年度中泊町漁業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収支では、消費税及び地方消費税を除いて収入額3,540万1,406円、支出額2,392万5,799円、差引額1,147万5,607円、資本的収支では、収入額ゼロ円、支出額1,475万9,056円、差引不足額1,475万9,056円となりました。支出は企業債償還金となっております。

なお、差引不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分利益剰余金で補てんをさせていただいております。

報告第10号は、令和6年度中泊町財政健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度における当町の財政健全化判断比率を報告するものであります。

報告第11号は、令和6年度中泊町公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度における当町の公営企業会計資金不足比率を報告するものであります。

報告第12号は、中泊リージョナルパワー株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により中泊リージョナルパワー株式会社の令和6年度の経営状況を報告するものであります。

報告第13号は、令和7年度中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に

基づき、中泊町教育委員会事務の管理・執行状況の点検及び評価につきまして、令和6年度の実績により報告をするものであります。

議案第57号は、中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、勤務環境を整備するため、所要の改正をするものであります。

議案第58号は、中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、勤務環境を整備するため、所要の改正をするものであります。

議案第59号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第5号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも3億3,889万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億1,122万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、財政調整基金積立金、民生費に、（仮称）子ども第三の居場所整備に係る備品購入費、土木費に二斗五升沢川護岸改修工事など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、町債等を調整のうえ計上したほか、普通交付税交付額及び前年度繰越額の確定により、地方交付税、繰越金をそれぞれ計上いたしております。

また、（仮称）子ども第三の居場所の運営費等、将来に渡って支出する経費の債務負担行為を追加設定したほか、地方債では、事業の追加・変更に伴い、補正をさせていただいております。

議案第60号は、令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも629万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,081万6,000円とするものであります。

補正する歳出は、委託料、負担金、補助及び交付金、償還金、利子及び割引料を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、繰入金及び繰越金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,407万4,000円とするものであります。

補正する歳出は、物件等修繕料を計上し、歳入につきましては、歳出との関連において、県支出金を追加し、診療収入と町債を減額したほか、地方債では、診療体制整備事業を廃止いたしております。

議案第61号は、令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも2,332万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,488万3,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、介護給付費準備基金積立金、保険給付費等の実績額確定による国庫支出金過年度分返還金など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、一般会計繰入金などを計上したほか、令和6年度からの繰越額の確定により、前年度繰越金を計上いたしております。

議案第62号は、令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも786万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,956万4,000円とするものであります。

補正する歳出は、システム改修、後期高齢者医療保険料負担金を計上し、歳入につきましては、繰入金及び繰越金、国庫支出金を計上いたしております。

議案第63号は、令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。

収益的支出につきまして、既決予算額に21万6,000円を追加し、予算総額3億81万2,000円とするものであります。

補正する支出は、特別損失を計上いたしております。

議案第64号は、町道路線の一部変更についてであります。

町道116号線の一部につきまして、道路の新設に伴い、区間の一

部を廃止し、新たに区間を追加するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号は、工事請負変更契約の締結についてであります。

中泊町総合文化センター改修工事につきまして、工事費の増額が生じたことから、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎日程第24 決算特別委員会の設置

○議長（長利 司君） 日程第24、決算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第50号から議案第56号までの令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第56号までの令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び利益の処分及び決算については、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時20分

第3回中泊町議会定例会

令和 7年 9月 8日（月曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆君
5番 塚本 悅子 君	6番 荒関 富雄君
7番 秋田 博君	8番 兵庫 桂蔵君
9番 川山 光則君	10番 青山 雅晴君
11番 沖崎 勲君	12番 野上 憲幸君
13番 長利 司君	

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱館 豊光 君
副町長 兼任事務取扱課長	三上 晃瑠 君
教育長	鈴木 信也 君
財政課長	木元 剛君
総合戦略課長	越野 進一君
町民課長	古川 明彦君
福祉課長	長谷川 朱子君
環境整備課長	鈴木 輝文君
農政課長	古川 優君
水産商工観光課長	鈴木 統生君
小泊支所長	阿部 弘喜君
教育課長	田中 綾人君

税務会計課長

山中哲哉君

上下水道課長

今芳文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長

長利香代子君

総務課行政係

白川隼君

議会事務局

瓜田雅也君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（長利 司君） 日程第 1 、一般質問を行います。

2 番、田中議員の質問を許可します。

田中議員。

（2 番 田中 洋君登壇）

○2 番（田中 洋君） 2 番、田中です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

スポーツに親しむ子どもたちへの支援についてお伺いいたします。文科省、スポーツ庁、文化庁は、子供たちが生涯にわたってスポーツや文化活動に親しめる機会を地域で確保することを目標に掲げ、今現在部活動の地域移行を進めている最中であります。これに伴い、教員の負担軽減や活動の選択肢が広がるなどのメリットがありますが、その一方でももちろん課題もあるわけでございます。子供がスポーツをしている、もしくは子供にスポーツをやらせたいと思っている中泊町在住の保護者の方にお話を聞いたところ、多く聞かれたのが移動の問題と金銭的な問題でございました。以前のように学校単位で活動していたときは、放課後になるとグラウンドや体育館で練習ができていたものが、学区外での活動となるため、送迎できず、休みがちになったり、クラブそのものをやめてしまう事例もたくさんあるようです。金銭的な理由にも、これもまた送迎問題が絡んでいた事例がありました。ある保護者の方は、子供の送迎のために正社員からパートに切り替えてもらい、年収がかなり落ち込んだと、そのようなお話をしてくれました。それでも我が子にスポーツを通じて立派な人間になってもらいたいという思いから決断したと話してくれました。

クラブ活動はあくまでも任意ですが、スポーツも教育の一貫であります。このような思いをしている方々に対し、教育委員会としての取組、今後の方向性や思いをお聞かせください。

以上です。

○議長（長利 司君） 田中議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） 田中議員のご質問にお答えします。

部活動地域移行に関しましては、令和元年の法律の一部改正による国会の附帯決議から始まり、それが叫ばれて久しいものでありますが、本年5月、政府の有識者会議が、令和13年度までに休日の活動を地域に展開するとの最終取りまとめがあったところです。最近では、「移行」という言葉より、一歩進んで「展開」という言葉を使うほうが多くなりましたので、答弁では「地域展開」と呼ぶことをお許しください。

さて、「地域展開」に関しましては、県内で遅々として進まない地域展開の動きを危惧し、我が町では学校やクラブ指導者などで組織する検討委員会を立ち上げ、推進計画を策定いたしました。その計画に従い、令和6年度からは中学校の5つの部活動に関して、休日の活動を地域の指導者に展開いたしました。これは、西北五地区での初の展開であり、既に全面地域展開済みの相撲競技、そして本年度は吹奏楽部が誰でも参加できる全世代型の吹奏楽団になったほか、来年度はソフトテニス、今男女おりますけれども、ソフトテニス競技が全面展開を予定しているなど、着実に成果が上がってきています。

一方、地域展開を進めるに当たり、先ほども申し上げた検討委員会で学校とクラブ指導者が率直に意見を交わし、地域展開を実現しましたが、その中では移動手段の支援、指導者の確保などが課題として挙げられております。

地域展開により、本来は受益者である家庭が負担する費用が発生するわけですが、教育委員会では町長の理解の下、地域展開初年度から指導者に対する謝礼を支払い、本年度はさらにその金額を3倍弱に増額し、活動の充実を図っております。また、移行期であることを考慮し、活動施設は従前の部活で使っている場所の使用を無料で許可しております。先ほど申し上げました移動の課題に対しましては、中学生の場合は、平日の部活動バス、大会送迎に必要であればスクールバスを利用させる方針であります。そのほか、小中学生の上位大会への出

場には従前から助成金を支給し、地域展開された中でも子供たちのスポーツ活動が充実されるよう、今後も支援を継続していきたいと考えております。そして、より効果的な支援がないか、継続的に検討してまいりたいと考えております。

もとより、地域展開の主眼は、議員もご指摘ではあります、学校の教職員の働き方改革もさることながら、専門外の顧問を割り当てられるような部活動という仕組みではなく、地域の力でより充実した、より多様化した活動を子供たちに届けることであります。私としましては、現在検討委員会にも提示しておりますが、現状の部活動をよりさらに多くの地域クラブをつくり、令和8年度以降、可能な限り地域展開をし、経済的な問題に対しては必要な援助も視野に入れながら、子供たちが自ら参加したい、そういうクラブを選べる環境を整えてまいりたいと思っております。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

田中議員。

○2番（田中 洋君） ご答弁ありがとうございました。教育委員会としては、部活動地域移行検討委員会というのも立ち上げて、西北五初となる取組をしながら課題解決に取り組んでいるということで承知をいたしました。この点につきましては、何事にも迅速に対応していただいているということで、高く評価できる点ではないかなと思っております。

そのほかにも、町では公設塾の運営や、メタバースを活用した英語教育を取り入れたりと、勉学に対しては非常に手厚く支援しており、とてもすばらしいことだと思います。

しかし、勉強だけでは、大人になったときに自分の能力を最大限に引き出すことは困難だと私は思っております。幾ら時代が変わっても、生きていく上で変わらないことは、いかなる場面であっても人間の相手は人間だと、私はそのように思っております。スポーツを通じて強い心を育む、仲間と協力することの大切さや、コミュニケーション能力向上など、子供たちにとって将来必ず必要となるスキルが身につきます。未来ある子供たちへの投資として、スポーツをする子供たちに對しさらなる支援が必要と思われますが、その点についてはどのようにお考えですか。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（長利 司君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君）　ただいまの田中議員の再質問にお答えいたします。

学校で使われている言葉に、いわゆる知・徳・体という言葉がございます。これを賢い子、思いやれる子、元気な子、こういうふうに置き換えられ、各学校の目標とされているものですが、スポーツを行うことはこの「体」に該当するものであります。三本の柱のうちの一つでありまして、とても重要な項目であると私は理解しております。

のことからも、教育委員会はスポーツを軽視しているわけではございません。先ほども教育長申し上げたとおり、町長の理解を得て、指導者への謝礼を増やすなど、むしろ予算面では従前より手厚い状態でございます。本庁舎の入り口に活躍した子をたたえる懸垂幕を掲示するなど、スポーツが盛り上がるような工夫も、教育委員会としましては工夫してきたつもりでございます。

一方、学力が求められるのも事実でありますし、学校で学んだことをいかに社会の課題解決につなげられるか、多様化した世界の中で、人口減少が進む日本の中で生きていくには、やはり確かな学力も必要であることは議員にもご理解いただけるものと思っております。

教育委員会では、教育長が特に重視する事業を中泊町教育イノベーションプロジェクトに位置づけ、推進を図っているところでございますが、そのスローガンとして、ふるさとを愛し、国際感覚と適応力を兼ね備えた人材の育成、そして町民一人一人がより豊かな人生を送るための学習、スポーツ環境の再構築を提唱しております。教育委員会で町の陸上大会や相撲大会に補助金を交付しているのは、このためでありますし、健やか少年野球大会や冬のスノーフェスティバルをスポーツ協会各部の運営にしまして補助金交付を行っているのは、スポーツ協会に自前の財源を用意して、活動の活性化を図るためにもございます。

教育委員会では、これからも先ほど申し上げましたスローガンを表現すべく、スポーツのさらなる振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長利　司君）　再質問に対する答弁が終わりました。再々質問はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして田中議員の質問を終了します。

9番、川山議員の質問を許可します。

9番、川山議員。

（9番 川山光則君登壇）

○9番（川山光則君） 議長のお許しをいただきましたので、早速一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、昨日のあの暑さの中、県民駅伝では大変皆さんご苦労されました。走った皆さんや関係者の皆さんに大変ご苦労さんでしたと言いたいと思います。本当にご苦労さまでございました。

それでは、一般質問をさせていただきます。道路対策についてでございます。前年の能登半島の地震による災害後、国では全国の半島の道路の改良を早急に進めるとと言われています。そこで、3年前の土砂災害で一時通行止めとなりました国道339号、脇元地区から小泊折戸地区までを含め、津軽半島北側の相内から小泊までの道路改良の計画が県として進んでいるのか、また町はどのように進めているか、今までと今後の計画を伺います。

また、このことについて、私はさきの議会の質疑の中で質問し、町長から前向きな答弁をいただいております。それから、私たち町議会でも県選出国会議員のほうに陳情にも行っております。その中で、最後のお願いに上がった国会議員の江渡先生から、国道の整備は2桁までの路線、つまり100号以下ですね、は国が率先して行っているが、3桁以上は県が力を入れないとなかなか前に進まないと助言をいただきました。このことからも、早急に町として県にお願いをして、なるべく早い半島のこの我が地区の道路の改良を進めていただきたいと思っております。ひとつ答弁をお願いいたします。答弁が終わり次第、再質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 川山議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいま川山議員のほうから、津軽半島の道路対策について、特に災害時のことの心配を前提としてのご質問がございました。同様の質問につきましては、令和6年3月、昨年の3月の定例会においてもご答弁をさせていただいたところであります。

一昨年に発生した能登半島地震は、我が国でもまれな規模の大地震であり、道路網が寸断されたことから孤立集落が発生するなど、被害状況の把握にも時間を要することになったことに加えて、物資の輸送が途絶えたことにより、避難所開設や運営も困難を極めたと報道により承知しているところであります。

当町の小泊地域においても、3年前の豪雨災害時には、一時的ではありますが、国道339号、いわゆる3桁国道ですが、通行不能になるという経験もしたことから、アクセス道路の確保が何よりも重要であるとの認識を深くしたところであります。

災害時避難のための道路網の必要性につきましては、議員と同様の認識でございまして、町長就任以来、その必要性を県や国の関係機関に訴え続けてきましたところであります。

令和7年3月に半島振興法が一部改正され、議員ご指摘のとおり、半島防災、国土強靭化の観点から、道路・港湾の交通施設、水道・下水道等の施設の整備を推進する趣旨となっていると承知しております。

県では、災害対応として町内区間の国道339号に対して、24時間から72時間以内に、いわゆる3日以内に道路などの障害物を除去して車両などの通行を可能とする啓開を目指しております。

また、県土整備部内に災害支援チームやドローン調査隊を設置するなど、市町村の災害現場への支援を行うことともしております。

また、3年前の豪雨災害時で土砂災害が発生した箇所につきましては、津軽森林管理署において復旧工事を施工しており、対策は完了しております。

町では、津軽半島の縦軸にもなっており、一般広域道路でもある国道339号の現在工事を進めている太田バイパス以北の相内から小泊区間を含む道路の機能強化及び強靭化に関して、まずは年度内に県に対して具体的な要望書を提出できるように、現在県と五所川原市及び周辺自治体と協議を進めているところでございます。

議員各位におかれましても、要望書提出の際はご協力を賜りますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

川山議員。

○ 9 番（川山光則君） ありがとうございました。私、当時、あそここの崩れたところに行っていまして、折戸の、私たちのほうで行けば折戸なのですけれども、通行止めとなつた時間、ちょっとの間、交通整理のお手伝いをしました。その中で、50台ぐらいは多分並んだと思いますけれども、並んでいる車の人を見ますと、女の人が結構多くて、ちょっと聞くところによると、五所川原市の相内や脇元、またつがる市の車力、中里等の介護施設の職員が多く見られました。このことからも、小泊の人たちが結構こっちのほうに勤めていることが分かりまして、あそこがちょっとでも寸断されると、非常に困難が伴われますので、ひとつ、いっときでも早く、先ほど町長も3日以内にはすぐできる、すぐ車が通れるようにはやるという県の話でしたけれども、なるべく改良して、いい道路になっていただけるように努力していただきたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） これをもちまして川山議員の質問を終了します。

1番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○ 1 番（鈴木長一郎君） 1番、鈴木です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、空き家対策について一般質問をさせていただきます。

最近空き家が増加傾向にあり、当町もまた同じで、倒壊のおそれや衛生上の問題など、周りの生活環境に悪影響を及ぼす可能性のある危険家屋も目につき、町民からも不安の声を聞いています。

そこで、昨年9月ですけれども、議会において空き家対策に関する一般質問がありましたが、いま一度空き家対策についてお伺いします。

まず1つ目は、令和6年9月議会の一般質問で、現在放置されている危険家屋については、専門家の協力を得ながら指導、助言に努めていくことが報告されました、その後進捗状況をお伺いします。

2つ目は、前述に関連し、現況掌握のために当町の空き家戸数について、現在どのように推移しているのかをお伺いします。

以上、2点よろしくお願いします。

○議長（長利 司君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

三上副町長。

(副町長 三上晃瑠君登壇)

○副町長（三上晃瑠君） 鈴木議員からのご質問は、危険空き家に対する対応進捗状況と空き家戸数の現況掌握状況の2点をいただいておりますが、初めに現在の空き家戸数の現況掌握状況につきましてお答えいたします。

町では、中泊町空家等対策計画（第2期）を令和3年4月に策定し、計画期間が満了となる令和8年4月までに計画の更新をする予定でございます。

空き家の戸数につきましては、対策計画の更新に合わせて消防団と協力して、戸数の把握、現状の危険度などを把握する予定としております。

令和2年9月の調査時点で643戸確認されており、そのうち所有者等による適切な管理が行われていない管理不全空き家は390戸ございます。内訳は、中里地区が254戸、小泊地区が136戸となっております。

空き家戸数は、前回調査した5年前より増加していると考えており、今年度の計画更新作業の際に調査する結果につきましては改めてお知らせしたいと考えております。

次に、危険空き家に対する対応進捗状況につきましてお答えいたします。危険空き家は、長期間にわたって管理不全で放置され、老朽化し、周囲の生活環境に様々な悪影響を及ぼすことから、深刻な社会問題となっております。

議員ご承知のとおり、空き家は個人の財産であり、所有者または相続人などが責任を持って管理るべきものです。

個人が管理するべき財産を行政の立場としてどのような支援ができるのか、最終手段であります行政代執行や災害対策基本法による解体などの対応の判断基準につきましては、弁護士とのコンプライアンスの確認作業も行っております。

危険空き家を町が行政代執行や災害対策基本法に基づいた解体をすることは、不特定多数に影響を与えるなどの公益性がある場合に限られます。

町では、危険空き家の倒壊により道路の通行止めになるなど、インフラが使用できなくなることや、近隣住民が道路通行中に事故に遭う

など、不特定多数の方が被害を受けることが想定される公益性が高い危険空き家につきましては、法定相続人が不在であるなどのケースに応じて、行政代執行等により解体するべき対象物件であると考えております。

しかし、公益性がないなど、個人間の利害関係に限定的な空き家につきましては、隣の家からの被害を訴える方が民事保全法に定められた手続を裁判所に申請し、解体に向けた手続を行うことが必要となります。ただし、この手続は、債権者に生じる著しい損害または窮迫、せっぱ詰まった危険を避けるために必要と認められる場合に行うことができるものであります。

町としましては、今後も引き続き所有者の特定や指導などの実施を継続し、空き家問題に取り組んでまいります。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 今の当町の空き家戸数について推移をお聞きしたところですが、内容は分かりました。その中で、先ほど空き家戸数は前回調査した5年前より増加していると考えるというところでしたが、そうであるならば危険家屋の数も併せて増えているのではないかと思いますけれども、今現在危険家屋について把握しているかどうかお伺いします。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えいたします。

現在の危険空き家の戸数につきましては、詳細な数字は把握しておりません。中泊町空家等対策計画の策定作業に合わせて、令和2年9月に調査した戸数が把握している戸数となっております。令和2年の調査時点から、空き家全体の戸数、管理不全等による危険空き家の戸数ともに増えているものと考えております。今年度予定の計画更新の作業の際に調査いたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 再々質問はありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 分かりました。今回私、町民から危険家屋に対する不安の声を聞いたのは、取りあえずは2軒なのです。今後は、このような危険家屋がもっと増えるのではないかと思っていますし、様々な

ケースがあると思います。町で緊張性を持ってスピーディーに対応していただき、一刻も早く問題解決していただければ大変ありがたいと思います。恐らく倒壊してしまって、被害が起きてしまってからであれば、なかなかそれもまた対応するのも大変でありますし、国道に面しているところも大変だと思いますので、取りあえず早めに解決できるようにお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

6番、荒閑議員の質問を許可します。

荒閑議員。

（6番 荒閑富雄君登壇）

○6番（荒閑富雄君） ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問の通告書に従い、3点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、当町、7割が山林でありますと、現在目につくナラ枯れについて質問したいと思います。それは、現在の被害状況と、今どのような対策を行っているのかの現状をお伺いいたします。

あとは、鳥獣被害についてであります。鳥獣被害については2点ございます。猿被害の現状と昨年の対応状況、そして今現在の今後の対策について。

そして、熊出没の対策については、新聞等でもいろいろ報道されておりますが、県のほうは基礎自治体にいろんな判断をさせるような内容になっていると理解しておりますので、町自体としては今後どのような対応をし、そしていろんな準備をしていくのか、今後の対策についてをお伺いいたします。

3点目は、森林環境譲与税についてであります。森林環境譲与税、令和3年度から随分減ってきているわけですけれども、令和5年度にも1,040万ほど、また令和6年度も1,350万ほどを資金積立てし、そして今年度、令和7年度の予算では1,330万ほど取り崩しておりますが、その使途はどのようになっているのか。

この3点について一括質問したいと思いますので、答弁のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 荒閑議員の質問に対する答弁を求めます。

古川農政課長。

(農政課長 古川 優君登壇)

○農政課長（古川 優君） ただいまの荒閑議員ご質問のナラ枯れ被害の現状と対策についてお答えいたします。

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシという害虫がナラ類の樹木に潜入し、ナラ菌を感染させることで樹木を枯死させる伝染病のことです。

当町においても樹木の葉が茶色くなっている箇所が多く見られます。大部分がナラ枯れによる被害だと推察しております。

一般的に、ナラ枯れ被害が拡大することによって森林の機能が失われ、自然景観、森林の生態系等に大きな影響を及ぼすとされております。

県内におけるナラ枯れ被害は、県の公表によると、平成22年度に深浦町で初めてナラ枯れ被害が確認されました。一度は確認され終息したものの、平成28年度に深浦町で再発生が確認され、令和6年度までに県南地域を除いた県内で拡大しております。

中泊町では、令和2年度に深郷田地区及び大沢内地区の民有林で計10本のナラ枯れを初めて確認いたしました。

町では、これまで国や県に対し、ナラ枯れ被害防止対策についてお願いをしてきており、令和2年度から県が大沢内ため池付近の民有林のナラ枯れ被害木の伐採と燻蒸処理を行っております。

しかし、令和3年度以降も深郷田地区及び大沢内地区を中心に、民有林と国有林で複数のナラ枯れが確認されております。ナラ枯れ被害の状況は拡大の一途をたどっており、民有林では令和5年度45本に対し、令和6年度には4,000本までに急増いたしております。また、国有林では、令和5年度には704本だった被害木が令和6年度には4,329本へと増加している状況です。

こうしたナラ枯れ被害への対応として、国有林については津軽森林管理署金木支署が行っております。民有林については、青森県が青森県ナラ枯れ被害対策基本方針に基づき、監視、調査、予防、駆除といった対策を令和6年度まで実施いたしております。

町では、道路などの付近にあるナラ枯れ被害木の状況の常時確認を続けており、現在のところ、被害が深刻化し人的被害を生じさせるような樹木は確認されておりませんが、必要に応じ適宜適切に対処して

まいります。

続いて、猿被害の現況と昨年の対応状況及び今後の対策についてお答えします。町では、つがるにしきた農業協同組合、青森県猟友会中里支部、青森県農業共済組合等の関係機関で町における野生鳥獣の農林水産物等の被害を防止することを目的に、中泊町鳥獣被害防止対策協議会を設置し、鳥獣被害に対する情報共有を行っております。

協議会より提供のあった猿の目撃情報や農作物被害につきましては、近年増加傾向にあります。令和6年度に協議会が把握した目撃情報は15件あり、令和7年度は8月末までで21件の目撃情報が寄せられております。その中で、出荷前のシャインマスカットの被害が1件寄せられております。

被害が拡大する中で、農家の方々も農作物の被害対策を講じていることとは思いますが、協議会会員、猟友会中里支部としても、目撃情報が寄せられた際には、動物用駆逐煙火、俗にロケット花火による追い払いや箱わなによる捕獲、駆除を実施しております。

また、目撃情報は、協議会の県猟友会中里支部と情報を共有し、その地点を同支部に町内パトロール時の重点見回り地として位置づけていただくようお願いをしております。

駆除活動につきましては、協議会の県猟友会中里支部が中心となつて、令和6年度までは11匹の猿を駆除し、令和7年度8月末までで15匹の猿を駆除しております。

今後の対策につきましては、引き続き協議会と情報共有を行い、巡回パトロール等による人的被害及び農作物の被害防止に努めてまいります。

続きまして、熊被害の現状です。現在中泊町では、熊における被害の目撃につきましては3件あり、そのうち実際に目撃した情報が2件、熊と見られる動物を見たのは1件、その他足跡を見たなどの目撃情報が3件寄せられております。

町では、熊の捕獲として箱わなを宮野沢の桐の木沢ため池、折腰内の2ヶ所設置させていただいております。

熊の捕獲につきましては、猟友会中里支部のほうにお願いしており、目撃等があった場合は速やかに対処していただいているところでございます。

今後も目撃等の情報がございましたら、獣友会中里支部等のほうにお願いをし、実施してまいりたいと思っております。

続きまして、森林環境譲与税についてお答えいたします。森林環境譲与税は、令和元年度から各自治体に交付されており、当町では令和6年度までに合計5,266万3,000円が交付されております。この森林環境譲与税は、公共的な林務行政に活用することが前提となっております。

具体的には、林道の修繕や草刈り等の管理費、県産材を使用した構造物の建築・改修・修繕、さらには国が定める森林経営管理制度の実施などに利用することができます。この森林経営管理制度とは、森林経営管理条例に基づき、民有林の管理を所有者の同意を得て地方自治体が行う制度であり、当町でこの取組に譲与税を活用しております。

具体的には、令和3年度から令和6年度までに1,716万円を活用しております。令和3年度では、森林経営管理計画に伴う意向調査の準備業務に462万円、令和4年度には意向調査業務に385万円、令和5年度には現地調査業務に451万円、令和6年度には集積計画の策定業務に418万円となっております。

令和7年度では、森林経営管理計画における保育間伐を実施予定で、高根、薄市地区内の民有林6.46ヘクタール、金額として316万円となっております。

そのほかに、深郷田地区から割長根地区までの林道の草刈りや道路舗装の修繕に150万円、林道橋定期点検に520万3,000円、森林保険に66万9,000円、県産材のヒバを使用し、大沢内ため池公園の木橋、木柵の修繕、下豊岡の木橋修繕に322万8,000円、山林の地図情報システムに5万5,000円を使用する予定となっております。

のことから、令和元年度から令和7年度末までの森林環境譲与税の交付見込額は合計6,595万円、支出見込額の合計は3,097万6,000円となっております。

令和7年度末の森林環境譲与税基金の積立額は3,497万4,000円の見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

荒閥議員。

○ 6 番（荒閥富雄君） 最初に、ナラ枯れについてであります。令和 2 年に深浦のほうで確認され、五、六年経過しているわけですけれども、これがここまでひどくなる前に、もっと早めに、これは県が何か対策打てなかつたものかと。ここまでナラ枯れ、虫でございますので、何か異常気象の中で虫自体の飛距離より、飛べる距離よりも風に乗ってきたり、いろいろあったのだろうとは思いますけれども、私が最も心配しているのは、ナラ枯れは広葉樹でございますので、そうやって芽立っていくわけですけれども、過去には秋田県沿岸、山形県、ぐうっと松枯れが発生したのです。これがもし屏風山一帯、また津軽半島一帯の海岸沿いにどうしても発生する傾向があると思っております。そういうたまに、今までの、当然これは広域行政の中で対策は講じているとは思いますけれども、もっともっと異常気象下の中に入った段階で早めにやらないと、これ大変なことが起きるのではないかと危惧しておりますので、この問題は一自治体でできる問題ではございませんので、今後県並びに国のほうにも対策の強化をお願いすることを要望いたしまして、この問題は終わります。

あとは、鳥獣被害についてであります。猿対策、猿はもう大分前から確認されているわけであります。農作物の経済的被害よりもショックのほうが大きいのです。小泊地区であっても中里地区であっても、猿の被害に遭っているのは、いわゆる大きく販売するために生産している作物ではなくて、主に家庭菜園的なものの被害が大きいと思います。それは、経済的な面では少ないと私は思いますけれども、それをずっと手入れしながら育てている人たちの被害に遭ったときのショックのほうが大きいと思いますので、猿の対策はこれからも当然強化していくしかなければならないし。異常だと思うほど今猿がいるのです。確認されているのが、目撃情報などはどれぐらい行政のほうに上がってきているのか分かりませんけれども、あの集団を見たらびっくりするぐらいの猿の集団がもう民家のすぐそばまで下りてきており、また山手側の民家では屋根の上に上って、もう窓開けられない、怖いという声は私のほうには大分届いております。それに対して、獣友会の方々に頑張っていただき、駆除したのが 11 匹とか 15 匹、それは駆除でございますけれども、あとは花火で追い払ったり、箱わなを設置し、

対処はしていると思うのですけれども、猿の場合はまだ大きな人的被害が出ていませんけれども。昔は、日光の観光地に猿が現れ、人が持っているものにぶら下がり、食べ物を食べたという被害なども聞いております。その後、どういう対策を他県でも取っているのか、これ調査してみる必要があるのではないかでしょうか。そして、どうしてこれだけ猿が多くなったのか。確かに過去にもいたのでしょうかけれども、今までそれほど猿被害、猿が民家に近づいてくるような現況ではなかったのですけれども、最近はもう小泊のほうでもそうですし、中里のほうでも非常に猿が増えていると思いますので、ここの対策も十分、これはもう広域的にやらなければいけない問題だと思いますので。

あとは、熊ですよね。津軽半島中山山脈には、私たち子供の頃、小学校にちっちゃな子熊の剥製がありまして、これが津軽半島最後の熊だと言われておったのですが、それが何十年後には最後ではなくて、また熊も移動してきたと。熊が住めるような環境ではあるのでしょうかけれども。まだこっちでは目撃の件数も少なく、また当町では幸いに人的被害も発生しておりませんが、県内でももうこれだけ熊の被害が出ているのであれば、今度は町で熊を発見したときにはどういう対策を講じるのか、そこら辺のマニュアルを作成する考えがおありか。そして、作成するのであればいつ頃までに、年内にとか、早急にそこは対応していただきたい。

あとは、森林環境譲与税について、林道の整備と民有林の整備、大きなところはどれだけ民有林の整備の要望が上がっているのか。今までの譲与税の使い方であれば、今年度予算的に1,330万取り崩しておりますけれども、民有林の整備には実際どれくらい、今年ですよ、今年度の、薄市のほうに若干あるというふうな答弁ございましたけれども、そのほかにはあとはないのか。そして、林道の整備はふるさと林道なのか。あと、民有林の中の林道の整備なのか。その2点をお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 古川農政課長。

○農政課長（古川 優君） 荒閑議員の再質問の森林環境譲与税の民有林の整備の要望ということにつきましては、現在高根、薄市地区間の整備のほか、まだ森林經營管理計画のほうがございませんので、次の予定については、場所については計画がない状態です。林道につきましては、

ふるさと林道というのですか、舗装された深郷田から割長地区までの林道の草刈り等でございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 再々質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

10番、青山議員の質問を許可します。

青山議員。

（10番 青山雅晴君登壇）

○10番（青山雅晴君） ただいま議長より登壇を許されましたので、通告書に従い、2点ほど質問いたします。

町内3地区、土地区画整理事業が令和5年度、令和6年度、令和7年度と順調に進んでおります。特に今泉地区は、初めての区画整理でございます。住民の方が物すごく喜んでいました。

それと、私もその区画ができたところに大豆植えておりますけれども、次の転作作物について、ちょっと6番議員と重なる点がございます。1つ、今町では、大豆・麦・飼料作物を転作の作物として推進をしておりますが、東郡の蓬田村ではソバを作付しております。ソバは猿被害があるのかどうか、私そこまで把握していませんけれども、今、当今泉にイノシシが出ております。これ畠作って、足跡がついて、だからこれも鳥獣の被害に1つ付け加えておかなければいけないなと思っております。

いずれにしても、6番議員の質問の中で、今泉が一番猿が多うございます。私数えたことはないのですけれども、うちほうの地区の人が、約100匹、今泉にはいると言われております。

そういうことで、課長もさっきから問題、それこそいろいろ答弁しましたけれども、答弁は結構ですので、そういうことで町に報告しておきます。よろしくお願ひします。

○議長（長利 司君） これをもちまして青山議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、質問

させていただきます。

本町の児童生徒のデジタル教育の現状と課題についてあります。2019年GIGAスクール構想が設置され、教科書学習だけに限らず、様々な場面でICT機器を使えるような学校を目指す教育改革が行われてきました。デジタル教育は、学習の効率化、個別学習の促進、情報活用能力の育成等々あり、夢と情熱と希望に満ちていました。私もかつて一般質問で、とてもすばらしいものと質問したことありました。

しかしながら、現在デジタル教育は、教育格差や教職員の負担増加といった課題を抱えてきました。そして、児童生徒の体と心の権利、学ぶ権利を剥奪する可能性を秘めています。例えば児童生徒の目、睡眠、脳の影響等があります。

そういう中にあって、海外では、日本より一足早く進めてきたデジタル教育の見直しの動きも出始めました。スウェーデンでは、3年前からデジタル時間を減らし、紙の教科書を使った教育を増やす方針に転換。また、2023年7月、オランダ政府が学校の教室内におけるタブレット端末、携帯電話、スマートウォッチの使用を禁止する方針を明らかにしました。ノルウェー、フィンランドも同様です。

一方、我が国では、これらの方針とは正反対にデジタル教科書が導入されています。日本は、昔から読み書き、そろばん、そして知・徳・体と全ての面を育むという教育は世界的に評価されてきました。その中で、教育行政においてはいいものを取り入れる素早さも必要あります。忘れてはいけないのは、それが本当に学ぶことにとってどういう位置づけになるのか議論を重ね、導入を検討しなければなりません。

そこで、我が町の児童生徒のデジタル教育の効果、健康面への影響等を検証し、課題や問題をお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のデジタル教育の効果や健康面への影響ですが、効果に関しては当町の全学校に聞きましたところ、コンピューター操作の習

熟や情報リテラシーの向上に一定の効果があったということは報告を受けております。また、健康面に関しましては、直接的な影響を調査したことがございませんので、教育委員会としては把握しておりませんけれども、令和4年4月に端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットを各学校に配布しており、各学校が当該リーフレットに基づいて、例えば30分に1度は遠くを見させるなどの指導を行い、児童生徒の健康に配慮しているというところでございます。なお、学校ではゲームの影響やSNSなどの使い方など、リテラシー教育の機会も設けており、デジタル機器・サービスとの上手な付き合い方を児童生徒及び保護者にも周知しております。

ただ、当町含め日本のほとんどの学校は、教科書は今も紙媒体でございます。当町では、中学校の数学、小学校の算数、あと英語に関してはデジタル教科書が配付されている程度でございます。ただ、このデジタル教科書といつても海外のデジタル教科書とは違いまして、言葉でやるのをただデジタルに、代替教材みたいな感じでございます。海外のデジタル教科書とはまたちょっと違うのですけれども、そういう状態で、算数と数学、英語が配付されているのが現状でございます。いわゆる我々はハイブリッドで使っているというのが今の日本の現状でございます。スウェーデンのように、全てデジタル教科書に切り替えた事例とは異なることから、検証、評価については文科省等でもしているところでございますが、なかなか難しいというのが正直なところでございます。

一方、課題につきましては、議員もご指摘の教員の負担があります。これは、先生によって習熟度合いに差があるということは、現場の声として伝わってきております。そういった声に応え、昨年度からはＩＣＴ支援員を配置し、本年度からは勤務時間を増加させたところで、現場からは大変好評をいただいているところでございます。

これからの中学生たちが情報機器を使わないことはあり得ません。大学入学共通テストでも情報の科目が登場しているところであります。ＩＣＴ教育は切っても切り離せないものになるかと思います。先日中央教育審議会の素案が出ましたけれども、今後はデジタル教科書も含めて情報化教育がさらに進んでいくだろうと。2030年度に新学習指導要領が小学校で実施されますけれども、その辺からも読み取りますと、

ますます情報化教育、そういうものに力を入れるというふうに日本はかじを切っていくと思われます。

とかくG I G Aスクール構想は、1人1台端末を配付することが目的のように語られていますが、先頭のGはグローバル、Iはイノベーションの頭文字でございます。グローバルで革新的な教育を全ての子どもたちに届けることが本来の目的であり、そういう点では、当町のタブレットを使ったメタバース英語教育はその理念を体現したもので、誇るべき取組ではないかと思っております。

アナログのよさ、デジタルのよさ、両方ともあると思いますので、いいとこ取りをしながら、令和11年度の義務教育学校開校に向けて、これからのもちづくりを担う子どもたちに優れた教育環境を届けてまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塙本議員。

○5番（塙本悦子君） ご丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。海外とのデジタル教育とは違うという、うまく、上手に使いこなしているようでございまして、よかったです。最近は、あまりにもスマートホンを長時間見ていることが問題になってきています。人によっては、気がつけばもう12時間もスマートホンを見たり、何時間もゲームなどに時間を費やしてしまうということが問題になっているのであります。教育委員会には、保護者からの悩みとか苦情など、こういうことについて届くことはないものでしょうか、お聞かせ願います。

また、町長さんに、通告はしていませんが、このたび愛知県豊明市でスマートホンの過剰使用を防ぐ独自の対策を盛り込んだ、余暇のスマートホン、1日2時間の条例案を議会に提出しました。これは、賛否両論があり、前提としてスマートホンの使用によって害悪が生じる可能性が低いのであれば問題はないのですが、一方では憲法13条、個人の尊重と公共の福祉、憲法29条、財産権の保障、そして子供や保護者、有識者の意見を聞いて条例案がつくられているのか疑問という意見があります。これについて、町長さんはどのような感想をお持ちか、お聞かせ願えれば幸いでございます。

○議長（長利 司君） ただいまの発言は、質問の範囲を超えていましたので、注意します。通告書になかったものですので、その範囲を超えている

ということで注意をしておきます。最初の答弁。

そうすれば、田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） それでは、塙本議員のスマホの長時間の件についてお答えいたします。

まず、教育委員会に苦情があるか、そういう相談があるかというふうに理解したわけでございますけれども、その件につきましては教育委員会に直接は家庭から上がってくるということはございません。ただ、恐らくこれは、中学校では相談はあるかもしれませんけれども、その辺把握はしていないのですが、先ほど教育長申し上げたとおり、中学校ではスマホやらネットやら、そういったもののリテラシー教育、あまり長い時間使っては駄目ですよとか、そういう教育はしております。もちろん一義的には、家庭が教育するものではありますけれども、学校もそういった取組をして、日常生活に影響出ないような取組もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問に対する答弁が終わりました。再々質問ありますか。

塙本議員。

○5番（塙本悦子君） 最後にどうもありがとうございました。通告にはない町長の答弁ということは、教育に関連して、いつも町長さんは西北五でも屈指のアイデアを持っている町長と私は聞いていましたので、通告なくとも、愛知県のこれをどのように考えているのかなと思って本当は聞きたかったのでございますが、教育に関連していると思いますが、これはやっぱり駄目でしょうか。没でしょうか。子供たちがＩＴに強くなること。でも、やっぱり通告はしていないということ。関連しているものですので、いかがなものでしょうか。町長さん……駄目ですか。

○議長（長利 司君） それでは、通告書になくとも、町長、関連しているということですので。

（「関連していますので、よろしくお願ひします」の声あり）

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 教育に関して、ＩＣＴ、テクノロジーを使っていくと

いうことの今議論をしておったわけですが、私自身、コンピューターというものをどう使っていくのかというのは、もう社会の決められた、将来決まっているルートであろうと、これ逆戻りできないのだろうと考えております。今 A I という技術を使って世の中をどう変えていくのかというのが世界中の課題になっている、問題意識を持っている事例でありますと、議員から以前お尋ねのあった D X 、デジタルトランスフォーメーションについてお答えした記憶があるのですが、D X とは、デジタルの技術の活用をして、人々がその暮らしをどうよりよいものにしていくか、その概念であると。この考え方によらして考えたときには、今問題となっているスマホの時間だとか、コンピューターに依存する部分だとか、様々弊害はあるのでしょうかけれども、人間側のほうはその使い方を制御することによって、よりよい付き合い方をつくっていくべきであるというふうに考えております。

今その条例で 2 時間という制限を設けたことについてどうなのかという問い合わせがあったわけですが、私自身はあくまでも個々の判断に委ねるべきというふうに考えております。行政がそういう使用について条例とかで規制すべきではないのではないかというふうに考えているところであります。よりよく使っていくという趣旨で、そういうふうに申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（長利 司君） これをもちまして塙本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 21 分

第3回中泊町議会定例会

令和 7 年 9 月 11 日（木曜日）

○議事日程 第3号

- 1 議案第50号 令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 議案第51号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議案第52号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第53号 令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第54号 令和6年度中泊町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 6 議案第55号 令和6年度中泊町農業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 7 議案第56号 令和6年度中泊町漁業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 8 議案第57号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 9 議案第58号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 10 議案第59号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第5号について
- 11 議案第60号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号について
- 12 議案第61号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号について
- 13 議案第62号 令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について
- 14 議案第63号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号について

- 15 議案第64号 町道路線の一部変更について
 16 議案第65号 工事請負変更契約の締結について
 17 委員会付託

○出席議員（12名）

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋 君
4番 秋元 隆 君	5番 塚本 悅子 君
6番 荒関 富雄 君	7番 秋田 博 君
8番 兵庫 桂蔵 君	9番 川山 光則 君
10番 青山 雅晴 君	11番 沖崎 繁 君
12番 野上 憲幸 君	13番 長利 司 君

○欠席議員（1名）

3番 成田 直人 君

○出席説明員

町長	濱館 豊光 君
副町務課長	三上 晃瑠 君
副町務取扱長	
教育長	鈴木 信也 君
財政課長	木元 剛 君
総合戦略課長	越野 進一 君
町民課長	古川 明彦 君
福祉課長	長谷川 朱子 君
環境整備課長	鈴木 輝文 君
農政課長	古川 優 君
水産商工観光課長	鈴木 統生 君
小泊支所長	阿部 弘喜 君
教育課長	田中 綾人 君
税務会計課長	山中 哲哉 君
上下水道課長	今芳 文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	長利香代子君
総務課行政係	白川隼君
総務課庶務係	大川朝央君
議会事務局	瓜田雅也君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 議案第50号から日程第7 議案第56号まで

○議長（長利 司君） 日程第1、議案第50号 令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、議案第56号 令和6年度中泊町漁業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでを一括議題にします。

本決算については決算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

兵庫桂蔵委員長。

○決算特別委員長（兵庫桂蔵君） おはようございます。それでは、報告いたします。

去る9月3日の本会議において、決算特別委員会に付託されました議案第50号から議案第56号までの令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、利益の処分及び決算についてを9月9日と10日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、いずれも異議なく認定するべきものと決定しましたので、ご報告申し上げます。

○議長（長利 司君） これから議案第50号 令和6年度中泊町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第56号 令和6年度中泊町漁業集落排水事業特別会計利益の処分及び決算の認定についてまでの総括質疑を行います。質疑はありませんか。

6番。

○6番（荒関富雄君） 空き家についてお伺いしたいと思うのです。一般質問の中で鈴木議員も質問されておりますけれども、どうも答弁のほうが、1年暮らしているのですけれども、どうも進展がないような答弁でありましたので、危険家屋についてはどのようにお考えなのか、いま一度ご答弁願いたいと思いますけれども。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの荒閑議員の質問にお答えいたします。

危険家屋については、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、そして衛生上有害となるおそれのある状態、また周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切であるという状態を危険家屋としてこちらでは整理しております。

以上です。

○議長（長利 司君） 6番、荒閑議員。

○6番（荒閑富雄君） 危険家屋についての認識はそれで結構なのですが、1年ほど前に私もこの危険家屋について一般質問しているのですが、その中で専門家の協力を得て、今後も指導、助言するよう努めてまいりたいと思っておりますという答弁を受けています。では、その後専門家にどのような協力を得て、今後指導、助言するのかお聞きします。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの荒閑議員の質問にお答えいたします。

専門家の助言を得て指導ということで、昨年の9月の議会でお答えしたかと記憶しております。専門家の指導、助言を得てということで、町といたしましては、まず今現在空き家になっている個人の財産について、いろんなケースがございますので、弁護士の先生との法令の照会等、確認作業を行っている状態であります。

弁護士の先生との確認した内容を申し上げますと、やはり空き家についてはあくまでも個人の財産で、個人がきちんと適正に管理すべきもの、道路に倒れていくおそれが、そういう事故が発生する場合とか、公益性のある空き家については、行政のほうでもしかるべき対応が必要になる場合もあるということで、前提となりますのはあくまでも空き家につきましては個人の財産ですので、個人が適正に管理すべき、対処すべきということでございました。

以上です。

○議長（長利 司君） 6番、荒閑議員。

○6番（荒閑富雄君） そのようなご答弁は前回もいただいているのです。全て個人財産だから、自己責任で自己管理と。その自己管理できないものが危険家屋になっていっているのです。これを行政としてはどうに

もできないですか。前にもそういうふうな聞き方を私しています。

みんな今は国道なのか、県道なのか分かりませんけれども、あれだけ大きな通りにあれだけ危険な家屋が存在しているということ、それはみんな認識していると思うのです。それを現状のままでは、行政は何にも手つけることができないのですか。

それで、例えば奥入瀬渓流ではないけれども、十和田湖畔で危険な樹木が倒れて事故が起きたときに、今大変な問題になっています。誰も管理できないものは、ある意味行政が手をつけていかなければならないのではないでしようか。例えば能登半島の災害などでも、当然個人財産ですから、自己責任でやる。全て自己責任、基本的にはそののでしようけれども、何かしらそこで町民の不安を解消する手だてはないのか。代執行すれば当然金もかかるし、もう相続放棄して誰のものだか分からぬような建物がこれからどんどん残っていくかもしれません。

現状これだけ少子高齢化の中で、そしてふるさとを捨てていった、財産を放棄しているのは私はそういうふうに感じています。ここで生まれ育って、町長や教育長みたいに帰ってきて、立派にお仕事をしてくれの方はよろしいのですけれども、都会に住み着いて、そのまま墓も捨て、自分の生れたうちも捨てていくような、そんな状況がどんどんこれから進んでいくのではないかと。そういったときに、この危険家屋の問題、何かしら解決策がないのか。一自治体でできないのであれば、もっと上部団体にお願いしてみるとか、必ず何かあるとは思うのですけれども、どうでしょうか。

このままで残しておいて、これは前にも言っていますけれども、これから9月、10月というのは、今までであれば台風の季節です。台風が来るかどうかも分かりません。でも、いつ地震が来るかも分かりません。それをあの状態のままで、本当に放置していいのか。過去にだって、町で指導して解体した家屋もあったはずです。それを今のような状態にしておいて1年、そしてこれからも全て自己責任だということになれば、また手つかずの状態があと何年続くのか。黙っていれば崩壊するのを待つのか。どうでしょうか。ここら辺で思い切るという気持ちないですか。

○議長（長利 司君） 濱舘町長。

○町長（濱館豊光君） 荒関議員のお気持ちは分かるのですが、我が国は法治国家であります。個人の財産に対して、行政が特別な理由もなく手をつけるということは、現行許されないことだと思います。仮に今ある家屋が自然災害によって他の家に迷惑をかけた場合、これは持ち主の責任になる話であります。これに対して、行政が何の根拠もなく介入するというのは、やっぱり現行法律上は不可能なのだろうなと思っております。

ただし、今議員おっしゃるように、そういう空き家が増えているのはたしかでございますので、国のほうとしても問題意識は持っているはずでございます。法改正なりなんなりが行われて、地域の自治体が個人財産に対してある一定の条件の下に介入できるようなことが実現した場合には、町としても対処してまいりたいと思っております。

また、相続権者がはっきりしていて、処分について合意がなされた場合は、先ほど議員からもお話があったように、解体に補助金を出してやっている事例もございます。ただ、我々もきちんと考えていかなければいけないのは、個人の財産に付加価値を与えるために行政が経費を使ってはいけないのではないかなど。簡単に申しますと、整地した後に、相続権者がすぐ売りに出すと。そういうために、町民の税金を使って、いわゆる土地の付加価値を上げるために使われるというのを、よろしくないのでないかなと考えております。

いずれにしましても、様々な法制度の中で、自治体としてできる限りの対応はしてまいりたいと思っております。

もう一つ付け加えますれば、先ほど十和田湖の落死の話もあったわけですが、あの部分に関しましても、林野庁、国、県、様々な責任の問題が議論になった上で、今、県職員が、担当の職員が処分されるというふうな、書類送検されるというふうな事態になったものと理解しておりますし、今回の空き家の件とは全く別な話であるということはご理解いただきたいと思います。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 個人財産には手をつけられない、それは当然です。所有者が全然はっきりしていなくて、もう存続放棄もしまって、でも危険な家屋だけが残っているというこの現状。それは、確かに法治国家でありますので、町長の言うことは分かるのです。でも、その危

険な家屋をそのまま残しておいていいのかと。ここに私自身の話、自己矛盾もあります。言っていいのか。税金使ってどうこうという部分もあるけれども、これはもう全国的な問題だし、東京だってあれだけ空き家問題だの、ごみ屋敷問題だの、いろんな問題もあると思います、個人財産の問題では。でも、本当にそれが崩壊したときには、そこに加害物件があって、被害者が出た。そのときには、では法治国家としてどうなるのか教えていただければ。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） その場合どうなるのかというのは、行政の判断ではできないことがありまして、司法の判断になるものでありますと、我々がその場合どうなるのかという判断を申し上げるべき立場にはないということです。あくまでも被害を受けた方が司法の場に持ち込んで、決着するしかないのではないかと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 12番、野上議員。

○12番（野上憲幸君） 関連しますけれども、恐らくうちの町内の建物だと思うわけです。これは、私も地元からいろんな形で相談は受けています。私も今、町長が答弁したような形で、住民の方々には説明をしております。しかし、今いわゆる隣接している家屋の一人暮らしのばあさんがいるのですけれども、大体そのうちが傾いてきて、もうそろそろ倒壊に近くなっているということで、町にも相談していると思います。それが果たして倒れ込んだとき、人身事故となったのはどうするのかなと。

そして、今の状況で建物自体が被災して、当然すぐそばにプロパンガス等がつけてあるわけです。ボンベとか置いてあるわけです。そういう中身に支障が生じて、人災があったときのことも、また考えなければならないときもあるのではないかと。今まで代執行をかけたことがないような中身の事例はないわけではないのです。

私も下高根のある物件が国道に倒れてきて、片付けたというのも知っていますけれども、果たして本当に目に見えるような、いわゆる人災が迫ってきているようであれば、やっぱりどこか踏み込める中身も考えておかなければ、行政としての人命、財産を守るという中身にも踏み込まざるを得ないのでないかなと思います。

そこら辺、なかなかどこで判断を下すかは難しいのですけれども、もうそういう喫緊の状態にあるということを、今6番議員も恐らくはうちのすぐそばの建物だと思うのですけれども、我々もやっぱり住民からはそういう相談を受けています。そしてまた、あそこは今、通学路として使っているのですけれども、片方のほうもまたちょっと支障がある人物がいて、なかなか使っては困るような中身もあります。

いずれにしても、あそこは集落の大動脈になるわけで、そこら辺も確かに個人財産、そしてまたあそこもいわゆる商売していたのですけれども、商売が立ち行かなくなって、恐らく相続放棄もあるのではなかろうかと。そして、いろんな法的な中身はあるかもしれませんけれども、現行はそういう中身で、果たしてどこまで人命に関わるまで行政が見て終わるのか。見て結果が出て、訴訟があって初めて受けれるのではなくて、やっぱりどこかで答えを出すべきだと思います。

そこら辺、なかなか難しいと思いますけれども、やっぱりそれは町民の貴重な、いわゆる納付していただいた税金行使するわけありますので、難しいと思いますけれども、人命に代えられないものもまた出てくるのではないかと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 野上議員のおっしゃることもよく分かるのですが、多分私が今これから答える当該家屋と同じ話だと思うのですが、町とすればここ2年くらい前から危険家屋ということで認知をしておりまして、相続権者がどういうふうにいるのかも全部調べて、今当たりをつけているところであります。しっかりと話し合いのできる相手方が見つかった場合に、その処理方法について町としても相談させていただくという方向でやっている話でございますので、町として何もやっていないというふうなことではないのです。一生懸命努力をしながら、行政としてしっかりと対処できる方法を見つけていたる途中であるということは、ご理解をいただければと思っております。

その他一般論につきましては、先ほど申し上げましたとおりであります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

4番、秋元議員。

○ 4 番（秋元 隆君） 私は、空き家家屋ではないのですけれども、関連です。

不在地主といいますか、それこそ空き家になっている状況で、不動産、特に下の部分で、塀に囲まれていればそれほど目立たないのですが、町道に面して長年放っておくことにより、草木がぼうぼうで、町道に覆いかぶさって道路幅が縮小になっているとか、そういう場合は町の対応はどういうふうな取扱いになりますか。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 今の議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、その敷地を有している方の対応という形にはなると思いますけれども、そもそも車の走行等に支障を来すようであれば、現況の確認の上、その支障を来す部分の例えば刈り払いとか、枝落としとか、そこら辺は検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長利 司君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

9 番、川山議員。

○ 9 番（川山光則君） 大したことではないのですけれども、本当に中里と小泊の祭り、大盛況で大変よかったです。ただ一言、中里のねぶた、ちょっと修理しに来た野村さんと塙本さん、ねぶたの修理しに来た中で、あそこ、ねぶたちょっと取っておく場所、あれでは何ぼ修理してもうまくないから、取っておく場所をもうちょっといいところに変えられないものだろうかという話がちょっとありました、何か湿気があり多過ぎるらしいです。多分役場のほうにもう言ったと思うのだけれども、私にも後押ししてくださいという話でありますので、もし取っておくのであれば、湿気のあまり上がらない、別にいい建物でなくても湿気の上がらない場所に置けば、ああいうふうには傷みませんという話でしたので、ちょっとお知らせしておきたいなと思いました。

○議長（長利 司君） 答弁求めますか。

鈴木水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（鈴木統生君） 今の議員の質問に対してですけれども、今現在中里駅の近くにねぶた小屋という感じで展示しております。実際は今、平成 30 年のねぶた大賞を取った岩木川龍王と武田定清の一部を展示しております、5 年以上経過していましたので、昨年修復

のほうしておりました。どうしても日が照るところに関しては、やっぱり色あせもしますし、今回展示するところも津軽鉄道の沿線というところで、津軽鉄道に乗ったお客様に喜んでもらえるように展示しております。4月から12月までの間、タイマーでライトアップして沿線の方を喜ばせている状況であります。

場所については、結構大きな場所を取りますから、そういういたところも含めながら、いいところがあるのかどうかというのも調べながら、ちょっと考えていきたいと思いますけれども、そういう状況でした。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 何十年も前なのですけれども、廃校を町で売ることになりました、私も若宮小学校の土地購入することができまして、買いました。それで、今現在プール等が何か所か残っているのですけれども、そのプールに関して、これから町ではどのようにするのか、取りあえずその見解を伺いたいと思います。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

町内におきまして、現在使われていないプール、解体していないプール、全部で6か所ございます。中里地域に4か所、小泊地域が小中学校1つずつ、2か所、合計6か所でございます。そのうち、立入制限のため柵を設置しているプール、5か所です。水が満水となっているプール、2か所ございます。プールに限らず、町が保有する財産、これにつきましてはまずは安全性を確保すること、これを最優先にして対応してきております。

また、周辺環境への影響等を考慮しまして、必要に応じて草刈り等定期的な管理、またスポット的、臨時的な対応をしてきているところでございます。

まず、安全面の確保について申し上げますと、まずは立入禁止看板の設置やプールの水を抜くなどのハード面での対応や、こども園や学校を通じて子供たち、そして保護者に危険性の周知を働きかけるといったソフト面での対応、そういうものを通じて安全確保に向けてできることを早期に実施してまいりたいと思っています。

また、定期的な管理、草刈り等の施設管理につきましては、現場を

確認した上で、周辺環境への影響などを考慮しながら対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（長利 司君） よろしいですか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 今答弁で草刈りも聞きました。それで、私思うには、当初購入したあたりは、それなりに結構来ていましたし、草刈りもししておりました。最近は、はっきり言って全然来ていません。どういうことか分かりませんけれども。それで、今私は若宮の例を言っているのですけれども、浄化槽もできまして、恐らくあの浄化槽ができたので、プールの水は要らないと思うのです。それをそのまま、もう何十年も放置された状態なのです。ただ、中に入ればいけないということで、ロープは回されています。これは間違いありません。やっぱり草生えているということは、虫もつきますし、虫も湧きます。ネズミ等も増えます。それなので、できれば早い段階で町で検討していただいて、これから現地視察して草刈りをしますよとか、そういうふうにしてもらえば大変助かりますので、ぜひ前向きに、本当は壊してもらえば一番簡単なのですけれども、そうなればまたお金もかかるということとして、それも大変だろうと、恐らくやらないと思うのです。なので、私の例だけで言ってもあれなのですけれども、だからそこもなるたけ迷惑かからないようにしていただければありがたいと思いますので、ぜひご検討のほうをしていただければありがたいということですので、本当によろしくお願ひします。

終わります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 下前小泊漁協の合併がどうもうまくいっていないようには、我々は新聞報道しか情報がございません。町のほうで把握している部分がございましたら、漁協の合併がどのような形で進められていて、そしてどのような形で新聞等で報道されているような経緯になつたのか、行政が分かっている範囲で結構ですけれども、お知らせ願えればと思います。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えします。

町といたしましては、報道で知っている情報以外、現在把握できておりません。あくまでも小泊漁協、下前漁協の合併のそれぞれの臨時総会及び理事会の状況を報道で知っているのみでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（長利 司君） 荒閑議員。

○6番（荒閑富雄君） いや、分からぬというのは、仮調印まで町長が出席してやって、それがその後どうなったか分からぬ。仮調印をする前にも、合併のお話についてはあまり議会のほうにご相談がなかつたよう思つておりますので、合併が破棄になつた経緯、もうちょっと誠意のあるご答弁願いたいと思います。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 説明が足らず、申し訳ございませんでした。

新聞、テレビ等で報道になつてゐるところとおりで、今、町のほうとしましては、下前漁協及び小泊漁協を中心に、町も入りまして合併協議会立ち上げて、議員おっしゃるとおり先日町が立会いの下、調印式まで行つたという状況でございます。

今後につきまして、町で把握している部分につきましては、下前漁協の臨時総会では合併につきましては賛成と。そして、小泊漁協については賛成まで届かなかつたと、3分の2の賛成の組合員の票が入らなかつたということで、その後理事会を開催して、理事会でもまだ当面白紙ということでの情報はつかんでおりましたので、今現在小泊漁協の理事会のほうでどのような動きがあるのか注視している、様子を見ておる状況でございます。

今後小泊漁協の理事会等の動きを見ながら、今まで協議を重ねてきました合併協議会の開催も含めて、慎重に検討してまいりたいということで、今考えておるところでございます。

○議長（長利 司君） 6番、荒閑議員。

○6番（荒閑富雄君） 大分新聞報道とは、私は違うように思うのです。今のご答弁は。新聞等見ますと、もう小泊漁協は今後合併の協議は継続しないというような報道になつて、そして町当局の担当部局は、いやいや、そうではなくてというような、もうちょっと考えていただけないかというように、私は新聞報道等ではそのように感じているのですけれども、今の答弁とは大分ずれがあると思います。今後、それでは町

はもう一度合併のために何か働きかけをしようとしているのか、今後全然しないのか、そこら辺だけをお聞きしたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 小泊漁協と下前漁協の合併の話につきましては、町の立場とすれば、今漁獲も両漁協とも大変落ちていて、経営も苦しいという状況の中で、町も補助金等出しながら支えてきたところであります。今後のことを考えれば、合併して1つの組合になっていったほうがいいのだろうなという思いで、これまで両漁協との話し合いを継続してきたところであります。合併協議会を開いて、その都度両漁協の理事会に諮りながら進めてきた経緯があるわけですが、その経緯の中で先般仮調印というようなことで、来年の1月の合併を目指して、両組合がそれぞれ総会を開いて議決をしていこうということで臨んだ両組合の総会であったわけですが、組合の規定にある賛成の数を小泊のほうが満たさなかったということで、ああいう報道になっていたというふうに承知をしております。

町とすれば、今申し上げたような経緯でありますので、合併したほうがいいと町は思っていますが、あくまでも両組合の考え方でございますので、両組合のほうが今後また合併に向けて協議をしたいというのであれば、町も一緒に入っていくつもりでございますが、そうでない場合は町から積極的に働きかけをすることはないと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） ちょっと聞きたいのですけれども、今、鳥獣被害、各地どこでも今騒がれているのですけれども、我が町にそういう鳥獣被害の届出は何件ぐらい今現在あるものでしょうか。

○議長（長利 司君） 古川農政課長。

○農政課長（古川 優君） 鳥獣被害につきましては、先日の一般質問のとおり、熊の目撃情報については3件、猿の駆除につきましては21件、アナグマ等につきましては少數で、五、六件ということで目撃情報があってございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 1番、鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 分かりました。結構山の近くで逃げたという人は、豆とか食べられても、何でも食べられても、駆除してもらっているみたいなのですけれども、どこでもそうなのだろうけれども、何か予算つかないので、思ったとおり駆除もできないと、恐らく我が町でもそうだと思います。

それで、獣友会の人には聞きますと、頼まれても、俺たち行っていても、下手すれば弾代にもならないようなものだねという、そういう声も聞かれますので、これから先ますます増えていくと思いますので、獣友会の人にも当然応援してもらわなければいけないと思いますので、できる限り予算をつけられるのであれば、予算をつけて駆除していただきたいと思いますので、よろしくお願ひして終わります。町長、答弁。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 鳥獣被害防止対策協議会という組織をつくっておりまして、これは課長からも先日答弁させていただいたのですが、その会長を私がやっているものですから、あえて答弁をさせていただきたいと思いますが、現状我が町で鳥獣被害ということで我々が聞いているのは、先日も答弁させていただいたシャインマスカット、出荷前のシャインマスカットが猿に被害を受けたということで聞いております。

猿の頭数が実際増えているのを、我々もふだん車で走って歩いているときでも感じておりますし、今までの予算どおりではなかなかいかないのだろうなと。猿1頭を駆除すると、8,000円という単価がついていまして、この単価についても安過ぎるのではないかということで、町でも上乗せして1万円にしたり、やってきた経緯もございます。ただ、それでも県のほうから来る予算の割当てというのが15頭分なら15頭分しか来ないものですから、いかにして必要な頭数を把握しながら適切に駆除する。何の害ないものをただ撃ってしまえば、これまた当然動物の保護の観点からもなかなか厄介なのですが、難しいので、そこら辺をしっかりとと考えながら、鳥獣被害防止対策協議会のほうでも関係者との議論を重ねながら、適正な予算の確保をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

熊につきましては、昨今報道等でも様々議論になっているわけであ

りますが、我が町に来なければいいなと思うわけですが、実際目撃情報もあるし、ついせんだって青山議員のほうからもお話をあったように、イノシシも写真で確認されております。これらのことも含めながら、以前とは状況が変わってきたのだという認識の下に、今後対策を考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 1番議員。

○1番（鈴木長一郎君） 町長、答弁ありがとうございました。

災害が来ないことを願い、今の答弁聞きましたと町でもいろいろ苦慮していますということですので、よろしくお願ひします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第50号から議案第56号までを一括して採決します。

本決算に対する委員長報告は認定するものであります。

お諮りします。本決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第56号については、委員長報告のとおり認定するものと決定しました。

◎日程第8 議案第57号

○議長（長利 司君） 日程第8、議案第57号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第57号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの18ページを御覧ください。今回の改正は、育

児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。第8条の3中、育児や介護を行う職員について、超過勤務の制限における子の対象範囲をこれまでの「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、常時養育可能な配偶者の有無に係る超過勤務の制限を削除しております。

3ページから4ページを御覧ください。第16条から第16条の4は、休暇等を取得する際の意向確認を行う規定を新たに追加するものです。家族の介護が必要となった職員や、妊娠、出産等に関する申出を行った職員がより適切に休暇等を活用できるようするため、両立支援制度に関する情報提供や利用に係る意向確認を行い、円滑な制度利用を促すための勤務環境を整備する内容となっております。

なお、この条例は令和7年10月1日から施行するものです。

以上、議案第57号 中泊町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第58号

○議長（長利 司君） 日程第9、議案第58号 中泊町職員の育児休業等に

関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第58号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの22ページを御覧ください。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の5ページから6ページを御覧ください。第20条から第24条は、小学校就学前の子を養育するための休業等を認める部分休業制度に関する規定となっておりますが、現行では1日2時間以内で休業ができる部分休業（第1号部分休業）のみとなっておりますが、これに加えて1年で10日相当の範囲で休業ができる部分休業（第2号部分休業）を選択できる規定を新たに設けております。

7ページを御覧ください。第27条及び第28条は、妊娠や出産等の申出した職員や3歳未満の子を養育する職員が両立支援制度をより活用しやすくするために、制度の情報提供や利用に係る意向確認を行い、職員が制度について十分に理解し、適切に利用できるように整備するための規定を新たに追加するものです。

なお、この条例は令和7年10月1日から施行するものです。

以上、議案第58号 中泊町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第59号

○議長（長利 司君） 日程第10、議案第59号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第5号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第59号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,889万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,120万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。11ページを御覧ください。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第14目財政調整基金費、24節積立金に財政調整基金積立金2億7,972万4,000円を計上しております。

13ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目子ども・子育て支援事業費、17節備品購入費に（仮称）子ども第三の居場所に係る備品購入費として298万8,000円を計上しております。

15ページを御覧ください。第4款衛生費、第3項母子保健費、第1項母子保健費、18節負担金、補助及び交付金に妊婦のための支援給付金160万円を計上しております。妊婦及び出産予定者が増となる見込みであることから、所要額を補正するものであります。

第6款農林水産業費、第2項農業費、第5目農業経営基盤強化促進事業費、18節負担金、補助及び交付金に農業用機械、施設の導入を支援するため、農地利用効率化等支援事業323万1,000円を計上しております。

次のページを御覧ください。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第

1目道路維持費、14節工事請負費に町道補修工事400万円を計上しております。

17ページを御覧ください。第3項河川費、第1目河川維持費、14節工事請負費に二斗五升沢川の護岸改修経費として1,244万1,000円を計上しております。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、12節委託料に債務負担行為に基づき導入する小中学校の校務用パソコンの設定費用として、校務用パソコン更新業務594万円を計上しております。

19ページを御覧ください。第5項社会教育費、第9目総合文化センター費、17節備品購入費にパルナスホール音響機器の整備費用として475万1,000円を計上しております。工事請負費から組み替えるものであります。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。8ページを御覧ください。2、歳入。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税に普通交付税交付額の確定により1億8,598万4,000円を計上しております。今年度の普通交付税交付額は、令和6年度比で6,149万7,000円増の36億8,598万4,000円であります。

9ページを御覧ください。第15款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金、2節農業費補助金に農地利用効率化等支援事業補助金323万1,000円を計上しております。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金として1億2,586万7,000円を計上しております。繰越額の確定によるものでございます。

第21款町債、第1項町債、第3目土木債、2節河川整備事業債に河川護岸改修事業1,240万円を計上し、10ページを御覧ください。第5目民生債、1節児童福祉債に子ども第三の居場所建設事業300万円を計上しております。

続きまして、債務負担行為補正、地方債補正についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正では、現在整備中の（仮称）子ども第三の居場所の運営業務について、令和8年度から令和10年度までの期間で限度額3,353万1,000円、国営小田川二期土地改良事業について、令和7年度から令和19

年度まで限度額 1 億 8 , 4 4 7 万円、校務用パソコンリース料について、令和 8 年度から令和 1 2 年度まで限度額 4 , 1 8 1 万 9 , 0 0 0 円でそれぞれ追加設定するものであります。

第 3 表、地方債補正では、河川護岸改修事業について、限度額 1 , 2 4 0 万円で追加し、子ども第三の居場所建設事業について、限度額 1 , 6 1 0 万円に変更するものであります。

以上、令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 5 号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

9 番、川山議員。

○9 番（川山光則君） これ全体でいいのだよな。歳入歳出関係なくともいい。

○議長（長利 司君） はい。

○9 番（川山光則君） 総務費の歳出のほうで、財政調整基金 2 億 7 , 9 0 0 万円、約 2 億 8 , 0 0 0 万、これは分かれます。今テレビ等で国会の情勢を見ていますと、何か補正予算等なかなか今年中には難しいような状況になっていまして、1 週間ぐらい前でしたか、青森でお米券配った、あれを私新聞で見ていまして、何とかこの米の高くなっているとき、我々中泊町の子供たちを応援するためにも、何かしらないものかなと新聞を見ながら考えていました。今回財政調整基金に 2 億 8 , 0 0 0 万円積むという、これが出てきましたので、この後子供がある家庭に、子供のために、お米券でなくても、幾らか支援をできないものかなと思いまして、町長に伺いたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 物価高対策とか、経済的な支援のほうのお話だと思うわけでありますが、財政調整基金のほうはたまたまこういうやりくりの中である話でございますが、経済的な支援等については、今後国のほうからの補正等もゆっくり考えながら、県のほうも、我々の町だけの話ではありませんので、全体的な中で町としてどういう対応をすればいいのかをもう少し時間をかけて考えさせていただければと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○ 9 番（川山光則君） 町長言うのもよく分かる、後で多分国でも県を通してそれなりの支援はやるのではないかと思いますけれども、青森でもいち早くやったとおり、テレビの状況を見ていれば、恐らくそう簡単にいかないような状況を私見ていまして、自民党一番悪いのでしょうかけれども、2万円、収入の少ない人には4万円、それ今駄目になってしまふ予定みたいですがれども、今日も米を見てますと、3万円概算金なんて出ていまして、子供がある親にしてみれば、本当に食べるわけです。特にスポーツをやっている子供たちなんかは食べますので、私たち夫婦しかいないところは、そういう人たちはいいのですけれども、青森でもやったように、たしかつがる市、五所川原も何か出ていたような気がするのだけれども、それは私の気のせいかもしれませんけれども、中泊町でもぜひ考えていただければなと思いました。よろしくお願ひいたします。返事は要りません。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第60号

○議長（長利 司君） 日程第11、議案第60号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第60号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 629万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14億4,081万6,000円とするものであります。診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億6,407万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書により事業勘定の歳出からご説明いたします。6ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料に子ども・子育て支援金制度対応システム改修として 180万4,000円を計上しております。

第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金、18節負担金、補助及び交付金に出産予定の方が2名増えましたので、出産育児一時金として 100万円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目保険給付費等交付金償還金、22節償還金、利子及び割引料に前年度調整還付金として 329万8,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第2目システム開発費等補助金に子ども・子育て支援金制度整備補助金 180万4,000円を計上しております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に出産育児一時金等繰入金 66万7,000円を計上しております。

第2項財政調整基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に財政調整基金繰入金 348万4,000円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定について歳出からご説明いたします。9ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費、10節需用費に診療所レントゲン室エアコン修繕費として 2万6,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入、第3目後期高齢者医療診療報酬収入を歳出の関連により 65万4,000円減額してお

ります。

第7款町債、第1項町債、第1目診療施設整備事業債の診療体制整備事業1, 070万円を減額しております。

第8款県支出金、第1項県補助金、第1目医療提供体制整備補助金にへき地オンライン診療機器整備事業費補助金1, 138万円を計上しております。

続きまして、地方債補正についてご説明いたします。4ページにお戻り願います。第2表、地方債補正（診療施設勘定）では、診療体制整備事業について、県補助金、へき地オンライン診療機器整備事業費補助金において賄うことから廃止するものであります。

以上、議案第60号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

6番、荒閑議員。

○6番（荒閑富雄君） 法の関連上の質問なのですけれども、健康保険証についてお伺いしたいと思います。

マイナンバー制度に移行され、マイナンバーを取得している人は健康保険証必要なくなったのですけれども、そのときにこういう資格情報というものが今送られてきているのです。これ必要なものであれば、もうちょっとこういう形にとかできなかつたのか。あまりにも貧相な感じがするのですけれども、それといわゆる仮の保険証でやっている人はどれぐらいおありなのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（長利 司君） 古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） ただいまの荒閑議員のご質問にお答えいたします。
資格証については、規定の資格証でありますので、それについてはご了承願いたいと思いますけれども。

資格確認証のほうのマイナンバーと連携している方たちですけれども、今現在2, 344人資格者がおります。その中で、マイナンバーで連携している方が1, 889名、まだマイナンバーで連携していない方が455名おります。

以上です。

○議長（長利 司君） よろしいですか。

6 番、荒閑議員。

○6 番（荒閑富雄君） マイナンバーと保険証の交付の関係はそれでよろしいのですけれども、ではいわゆる資格証明書か何かで受診されている方はどれくらいおありかというのをお聞きしたいのですけれども、分かれますか。この保険証を使えない人です。使えないで、1か月なら1か月の短期の資格証明もらっている人、どれくらいいるかというのをお聞きしたいのですけれども。

○議長（長利 司君） 古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） ただいまのご質問ですけれども、中里、小泊合わせて7名おります。

以上です。

○議長（長利 司君） よろしいですか。

（「分かりました」の声あり）

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第61号

○議長（長利 司君） 日程第12、議案第61号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第61号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ $2,332\text{万}6,000\text{円}$ を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ $18\text{億}9,488\text{万}3,000\text{円}$ とするものです。

歳入歳出予算の主な補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。8ページを御覧ください。

3、歳出。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金に介護給付費準備基金積立金 $1,434\text{万}3,000\text{円}$ を計上しております。

第6款諸支出金、第1項還付金及び還付加算金、第2目償還金、22節償還金、利子及び割引料に令和6年度国庫支出金の確定に伴う返還金 862万円 を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページにお戻り願います。2、歳入では、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目地域支援事業交付金に過年度分交付金 $232\text{万}2,000\text{円}$ を計上し、第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に過年度分交付金 $318\text{万}1,000\text{円}$ を計上しております。

7ページを御覧ください、第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に前年度繰越金 $1,536\text{万}2,000\text{円}$ を計上しております。令和6年度からの繰越額の確定によるものであります。

以上、議案第61号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第62号

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第62号 令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第62号 令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ786万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,956万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。5ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料に子ども・子育て支援金制度対応システム改修として266万8,000円を計上しております。

第2款、後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、18節負担金、補助及び交付金に後期高齢者医療保険料負担金（過年度分）519万5,000円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。4ページにお戻り願います。2、歳入。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に事務費繰入金43万円を計上しております。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金に繰越金476万6,000円を計上しております。

第6款国庫支出金、第1項国庫補助金、第2目システム開発費等補助金に子ども・子育て支援金整備補助金266万7,000円を計上しております。

以上、議案第62号 令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、荒閑議員。

○6番（荒閑富雄君） 4ページの歳入についてですけれども、このシステム開発等の補助金で、子ども・子育て支援金整備補助金という形で266万7,000円ほど計上されているのですけれども、今度国保から、健康保険から子ども・子育て支援も追加されて課税されてくる、課税されてくるのは何年度からなのですか。今現在もう始まっているのですか。

○議長（長利 司君） 古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） ただいまのご質問ですけれども、この子ども・子育て支援金制度につきましては、令和8年度より医療保険者から1人当たり、その入っている保険によって違うのですけれども、国保の方であれば1人当たり250円から400円追加です。そのほか、扶養というか、被保険者がいれば、その人数によってまた変更がありまして、年間にすると、国保の方でありますと1人7,400円ぐらい負担増となります。

以上です。

○議長（長利 司君） 6番議員。

○6番（荒閑富雄君） これは国で決めた制度ですので、各自治体は従うしかないのりますけれども、何か子育てなら子育ての形でしっかり課税すればいいものを、国保に課税されてくるというのは、どうも私自身としてしつくりしていないので、来年度からそういう形になるということを、子育て支援なら子育て支援と、別な形で税を取ればいいし、それをこの保険制度の中に組み入れていくということは、本当に介護と分離し、そして後期高齢者とも分離しながら保険制度を維持してきたわけですけれども、さらにここに、保険に子育て支援を課税することは、どうも私自身はおかしいのではないかと思っているのです。これを自治体で、例えば議会等で国に対して反対できるものですか。どなたかご答弁できれば。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） いわゆる国の法制度の話でございますので、我々地方自治体の行政の側としては、何らコメントするものはございません。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第63号

○議長（長利 司君） 日程第14、議案第63号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 議案第63号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額に21万6,000円追加し、総額3億81万2,000円とするものです。

2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。それでは、収益的支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第3項特別損失、第1目特別損失で、1節に過年度分水道料金漏水軽減として21万6,000円を計上いたしております。

以上、議案第63号 令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第64号

○議長（長利 司君） 日程第15、議案第64号 町道路線の一部変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 議案第64号 町道路線の一部変更についてご説明申し上げます。

議案つづりの25ページを御覧願います。道路法第10条第2項の規定に基づき、町道の路線を一部変更するため、議会の議決を求めるものであります。

変更内容については、議案つづりの26ページを御覧願います。変更する路線は、令和6年度に供用開始いたしました旧今泉小学校グラウンド跡地、現在の学校給食センター南側の町道116号線で、延長で12.4メートルの増となっております。道路新設に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなった区間を一部廃止し、新規区間を追加するものとなっております。

以上、議案第64号 町道路線の一部変更についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第65号

○議長（長利 司君） 日程第16、議案第65号 工事請負変更契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 議案第65号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

提出議案書つづりの27ページを御覧願います。本議案は、令和6年度契約の工事番号第39号中泊町総合文化センター改修工事の契約金額を変更するものでございます。

本工事につきましては、令和6年11月の第1回中泊町議会臨時会において契約に関する議案を可決していただき、工事に着工いたしました。工事はほぼ順調に進み、工期内に全ての工事が終了する見込みでございます。その工事の中で、当初の設計内容から工法や数量等が変更になった部分があることから、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的は、中泊町総合文化センター改修工事、2、契約の方法につきましては、条件付一般競争入札で行っており、3、契約金額は542万3,000円を増額し、変更後の金額を2億6,282万3,000円といたします。4、契約の相手方は中泊町大字芦野字福泊23番地、株式会社竹内組、代表は代表取締役、竹内大介氏であります。

変更の内容といたしましては、仮設足場の種類の変更による増、それからホール天井の埋込式非常照明取替えや発電機用蓄電池触媒栓取

替え、電気室低圧コンデンサ取替え工事の追加、天井照明器具等の取り外し作業が不要になったことによる減、その他数量の変更によるものを精査いたしまして、542万3,000円の増額といたしました。

以上、議案第65号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 委員会付託

○議長（長利 司君） 日程第17、委員会付託を議題にします。
お諮りします。次期議会の会期日程及び議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項を議会運営委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、次期議会の会期日程及び議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項を議会運営委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。中泊町議会総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、各常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申出がありました。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和7年第3回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時36分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議長 長利 司

署名議員 田中 洋

署名議員 萩原 寛雄